

# 都市景観協議地区の区域内における協議の申出について

## ■協議の申出の手続き

### 協議の申出

- 設計の早い段階で協議の申出をしてください。
- 景観計画の届出を行う場合は、都市景観協議が終了した時点又は終了する見込みとなった時点で、確認申請前に、景観計画の届出の手続をお願いします。

### 届出窓口

地区	窓口	電話番号
みなとみらい中央地区	都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	045(671)3516

## ■届出が必要な添付図書

- 次の一覧表に示す図書を、3部添付してください。  
ただし、都市美対策審議会に協議の方針等を聴く行為(特定都市景観形成行為)については、審議会に必要な部数の提出が必要です。
- 複数の対象行為の場合には、1の申出にまとめることができます。

### 添付図書一覧表<sup>※1</sup> [◎…必ず必要なもの ○…行為の内容に応じ必要なもの]

添付図書 <sup>※2</sup>	図書に示す内容	縮尺 <sup>※3</sup>	建築物の	工作物の	その他の行為
			建築等	建設等	屋外広告物
位置図	敷地面積・周辺状況の表示	1/2500 以上	◎	◎	◎
配置図	敷地内の行為の位置の表示	1/100 以上	◎	◎	◎
立面図 <sup>※5</sup>	二面以上(彩色)	1/50 以上	◎	○	—
写真	当該敷地・周辺状況 <sup>※4</sup>		◎	◎	◎
フォトモンタージュ	定めた地点からのCG		○ <sup>※6</sup>	○ <sup>※6</sup>	○ <sup>※6</sup>
行為等計画図	設計図等、施工方法の図面		○	○	◎ <sup>※7</sup>
その他、市長が必要と認める図書 <sup>※8</sup>			○	○	○

※1: 図書には、都市景観協議地区に定められた「行為指針等」に対応した事項を明記してください。

※2: 行為の種類や規模等によって、制限に適合していることが明らかである場合は、図書の一部について、省略することができます。

※3: 行為の規模に応じた縮尺の図面とすることができます。

※4: 当該敷地の現況及び隣接地、対面する敷地の状況等の写真を提出してください。

※5: 街並みと立面計画との関係を示してください。ただし、行為により、省略できる場合があります。

※6: 都市景観協議地区で定めている見通し景観や視点場等から当該建築物又は工作物を見たフォトモンタージュを提出してください。ただし、当該地点等から明らかに見えない場合は、省略できます。(提出不要です。)

※7: 表示内容を彩色(マンセル表色系数値を記入)のうえ、提出してください。

※8: 特定都市景観形成行為の場合、周辺建築物の現況や模型等が必要となる場合があります。

## ■都市景観協議台帳の閲覧(閲覧用資料の提出について)

- 提出3部のうち、1部は受理の時点で、一般の閲覧用となります。  
閲覧用の図書については、一般の閲覧に供することをあらかじめ了承のうえ、作成してください。  
なお、個人情報や公にすることで正当な利益を害するおそれがある事項等は、閲覧用の図書に限り、未記入(申請者の住所、氏名、連絡先の省略など)とすることができます。

## ■工事の着手制限

- 都市景観協議地区の区域内では、景観に関する協議が終了し、市からの協議結果の通知を受けた後でなければ、工事に着手することはできません。